## 証券市場の構造改革のための税制措置(要望と結果)

- 1 . 株式等譲渡益課税に係る税制措置
  - 1) 申告分離課税の改善
    - ・譲渡損失の繰越控除制度(5年を限度とする)の創設
    - ・税率の引下げ(26% 10%)
    - ・長期保有上場株式等に対する優遇策の拡充・恒久化(100万 200万)

## [臨時国会で措置]

- ・譲渡損失の繰越控除制度(3年を限度とする)の創設
- ・税率の引下げ(上場株式のみ 26% 20%)
- ・暫定税率の特例(長期保有上場株式のみ 26% 10% 15年~17年)
- ・長期保有上場株式等に対する優遇策の延長(17年末まで)
- 2) 簡易な申告の仕組み(申告不要制度)の創設 年末まで議論
- 3) 円滑な制度移行のための経過措置
  - ・取得価格が不明な株式等への対応 (15 年 3 月中の平均価格に 1/1.0525 をかける価格を取得原価として選択可能とする)

## [ 臨時国会で措置 ]

・13 年 9 月末までに取得した上場株式等を 15 年から 22 年までに譲渡した場合は、取得費を 13 年 10 月 1 日における価額の 80%相当額とすることを可能とする。

・現行の源泉分離課税制度利用者への経過措置

#### (経過措置の概要)

- ・年度毎の更新制とし、年度内の全ての取引に源泉分離課税を適用
- ・一度申告分離を選択した者は以後の源泉分離選択不可
- ・申告分離課税の税率引下げに合わせ、税率の引上げ(譲渡代金の2%程度)

## [ 臨時国会で措置 ]

・源泉分離選択課税は14年12月31日をもって廃止する。

要望事項以外で緊急に実施されるもの<u>「臨時国会で措置]</u> 改正規定の施行後14年末までの間に購入した上場株式等のうち購入額1000 万円までのものを17~19年までに譲渡した場合の譲渡益は非課税とする。

2. 株式投資信託に係る税制措置 年末まで議論

適格株式投資信託(平均50%以上の株式組み入れ比率を有するもの)に係る収益分配金(期中、解約、償還時) 差損(解約、償還時)について以下の措置を講じる。

- ・源泉徴収税率の引下げ(20% 10%)
- ・適格株式投信に係る損益、株式等譲渡損益の間の損益通算の導入
- ・長期保有株式投資信託に対する株式等譲渡益並みの優遇策の導入
- ・適格株式投信に係る損失の繰越控除制度(5年を限度とする)の創設
- 3 . ETF(株価指数連動型上場投資信託)の対象指数の拡大に伴う税制措置 年末まで議論

多様なETFの設定が可能となる包括的な税制措置を講じる。(省令改正)

# 4. 配当課税に係る税制措置 年末まで議論

- ・少額配当申告不要制度の適用範囲の拡大
- (1銘柄あたり年1回10万円以下 50万円以下)
- ・配当控除制度の計算方式の見直し
- (課税総所得金額が1000万円超で控除割合が半減 2000万円超に引上げ)
- 5. 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置

年末まで議論

親子間等の株式等の贈与について以下の条件の下、贈与税の計算方法の特例(5分5乗方式:550万円まで非課税)を5年間の時限措置として認める。

贈与後に株式等を長期(1年超)保有する (信託銀行への他益信託の設定か証券会社への保護預り方式による) 贈与額は1500万円を上限とする